

各 課 長
各 地 方 機 関 の 長
各 教 育 機 関 の 長
各 県 立 学 校 長
様

兵 庫 県 教 育 長

新型コロナウイルスワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスワクチン接種について、下記のとおり職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年4月1日条例第33号）に基づき、職務に専念する義務を免除することとしますので、適切な運用をお願いします。

各教育事務所にあっては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを周知願います。

記

1 職務専念義務免除の対象

- (1) 勤務時間内に新型コロナウイルスワクチンを接種しようとする場合
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種後、接種との関連が高いと認められる症状（発熱等の風邪症状を除く）により療養が必要となり、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2 留意事項

- (1) 上記1（1）の場合に関し、
 - ・ 職務専念義務免除の対象となる時間は、接種等に要する時間（接種を実施する医療機関等までの往復に要する時間を含む）とすること。
 - ・ 職員は、職務専念義務が免除される時間が必要最小限となるよう努め、所属長に申請すること。
 - ・ 申請理由は「コロナワクチン接種」とし、申請書に接種する医療機関等の名称を記載すること。
- (2) 上記1（2）の場合に関し、ワクチン接種に伴い発熱等の風邪症状が生じた場合の対応については、令和3年5月28日付通知（教総第1107号、教教第1381号）に基づき、適切に対応すること。

新型コロナワクチンの接種に伴い、副反応等が生じた場合の取扱い

副反応等の状況	発熱等の風邪症状（※） 〔 発熱、頭痛、悪寒、 倦怠感等 〕	風邪症状以外の症状 〔 接種部位の症状等 〕
対応	特別休暇 療養する必要がある、 勤務しないことがやむを得ない場合	職務専念義務免除

※新型コロナワクチンの接種後、2日間以内に解熱しない場合等は、医療機関を受診・相談すること。

（参考）厚生労働省HP「新型コロナワクチンQ & A」

ワクチンによる発熱は接種後1～2日以内に起こることが多く、必要な場合は解熱鎮痛剤を服用いただくなどして、様子を見ていただくこととなります。このほか、ワクチン接種後に比較的起きやすい症状としては、頭痛、疲労、筋肉痛、悪寒（さむけ）、関節痛などがあります。

ワクチンによる発熱か、新型コロナウイルス感染症かを見分けるには、発熱以外に、咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状がないかどうか、手がかりとなります。（ワクチンによる発熱では、通常、これらの症状はみられません。）

ワクチンを受けた後、2日間以上熱が続く場合や、症状が重い場合、ワクチンでは起こりにくい上記の症状がみられる場合には、医療機関等への受診や相談をご検討ください。